

国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について（申合せ）（改正案）

平成 19 年 3 月 26 日
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 令和 6 年 10 月 日

1. 選考方針

専門委員は、大学の教員及び大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の教員
その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に
理解と意欲のある者とする。

- (1) 各専門分野における専門家として教育及び研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- (2) 大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者
- (3) 教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- (4) 大学評価に関し、豊富な経験と専門的知識を有する者

2. 選考に際しての留意点

専門委員の選考に際しては、大学・地域・性別等に偏りがないように配慮するものとする。

3. 選考方法

- 1) 専門委員の選考に際しては、大学評価事業の公平性、透明性を確保する観点から、次の推薦
依頼団体から広く候補者の推薦を求める。**その際には、多様な意見を取り入れる観点から、
女性候補者の推薦を積極的に求める。**

(1) 推薦依頼団体

①大学関係団体

【候補者要件】

大学等において教育研究又は運営等に従事し、又は従事した経験を有しており、各専門
分野において、高い学問的業績及び識見を有する者であること。

②認証評価機関

【候補者要件】

大学評価に関し、豊富な経験と専門知識を有する者であること。

③学協会

【候補者要件】

各専門分野において、高い学問的業績を有する者又は当該分野全体について高い識見を
有する者であること。

④その他団体等

【候補者要件】

教育学術に広くかつ高い識見を有する者であること。

(2) 推薦依頼方法

教育研究評価の概要及びスケジュール並びに専門委員の活動内容等を示し、評価活動に
十分な協力を果たし得る意欲のある者の中から、各推薦依頼団体に示した候補者要件に合
致する適任者の推薦を求める。

なお、機構においても、各推薦依頼団体からの候補者の推薦状況等を勘案し、必要に応
じて候補者を推薦できるものとする。

- 2) 専門委員の選考は、専門委員選考委員会が行う。

- 3) 国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、専門委員選考委員会の選
考結果をもって、評価委員会の選考結果とする。